



和歌山県PRキャラクター
きいちゃん

和歌山県における 入院者訪問支援事業 の取り組み

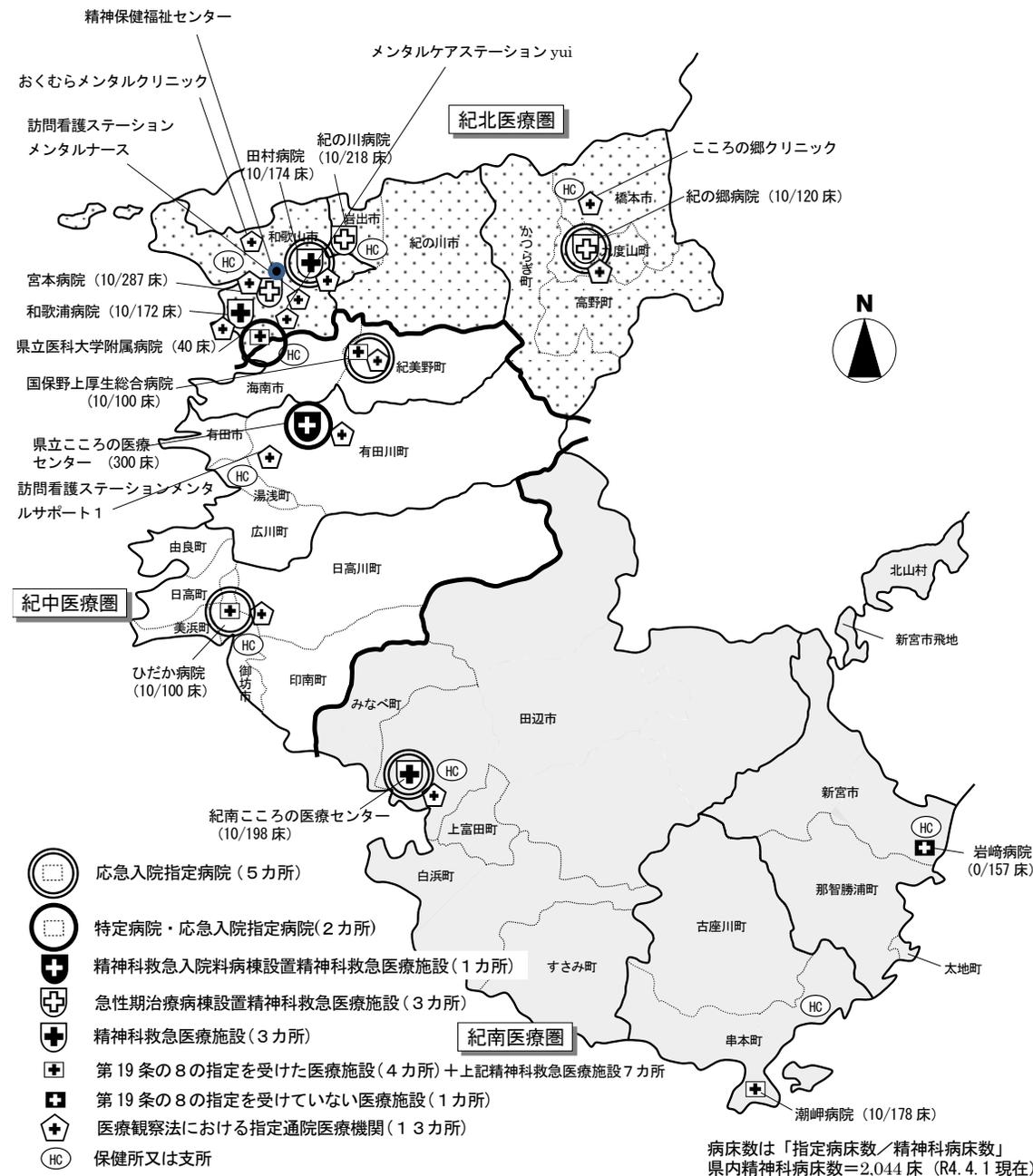
和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局
障害福祉課 こころの健康推進班
主査(精神保健福祉士) 亀井孝太郎

内容

- ① 和歌山県の概要
- ② 令和5年度先行実施することにした経緯と予算
- ③ 事業の枠組みと現在の取り組みスケジュール
- ④ 実施にあたって工夫していることと・実施状況
- ⑤ 今後の予定

1-1. 和歌山県の概要

- 人口約90万人
- 県内は「紀北」「紀中」「紀南」に大きく分けられる
- 入院病床のある精神科病院は12か所
- 精神科病院は県の事業に対して協力的



1-2. にも包括構築関連事業の経過

年度	ピアサポーターの養成及び活用	精神科病院からの地域移行	地域の体制整備
H16~		H16.4~精神障害者退院促進支援事業	
H21~		H21.4~精神障害者地域移行支援特別対策事業	
H23~	H23.8~ピアサポーター活用事業【継続】		H23.10~精神障害者アウトリーチ推進事業
H24~	H24.4~ ピアサポーター推進員の配置【継続】	※H24~地域移行・地域定着支援 個別給付化	
H25~	●H24年度~【継続】 ピアサポーター養成研修を毎年実施	H25.12~高齢入院患者地域支援事業	
H26~		●H25年度~【継続】 地域移行推進研修を毎年実施	H26.4~ 精神障害者受療促進体制整備（アウトリーチ）事業【継続】 H27.1~H30.3 夜間休日あんしんコールセンター事業【終了】
H27~			H27.1~長期入院精神障害者地域移行促進事業【継続】 ①『地域移行促進員の配置』 ②『地域の支援体制整備』（令和2年終了）
H30			●H30年度~【継続】 精神障害の障害特性と支援技法を学ぶ研修を毎年実施
R02			R2.5~精神障害者地域生活支援部会代表者会議の開催
R03			R03~【国モデル事業】心のサポーター養成事業
R04			
R05			

R05~入院者訪問支援事業

2-1. 令和5年度から実施することになった経緯

1

法定事業になるので、

多くの自治体が初期から取り組むと思っていた。

2

以前から、ピアサポーターや地域移行促進事業等で、民間の委託事業者が県内の精神科病院へ入り、座談会等を行うことができていた、という下地もある。

3

ピアサポーターの新たな活躍の場として、入院者訪問支援事業を位置づける意味合いもあった。

実際、ピアサポーターを推進する役割を委託している事業所に、本事業も委託。

2-2. 予算体系

①運営会議(年3回)

- ・ 県内の有識者5名分の報償費及び旅費
- ・ 会場費

②入院者訪問支援員養成研修

- ・ 国研修派遣分報償費・旅費(令和5年度のみ)
- ・ 養成研修講師報償費及び旅費
- ・ 会場費

③訪問支援員派遣

- ・ 派遣事務費(ベース分)
- ・ 訪問支援員報償費及び旅費

県が主催

委託

(地域活動支援センター)

計 1,680千円

①運営会議（県主催）

年3回開催
 参加者：県内の有識者
 ・病院職員（2）、相談支援事業所職員（2）、ピアサポーター、行政職員等

②訪問支援員養成研修

①国の実施する研修等に参加するための費用
 ②R6以降県で訪問支援専門員の養成研修実施
 （基礎研修・フォローアップ研修それぞれ1回ずつ）

③訪問支援活動【委託】

- ・相談の受理
- ・支援員の派遣調整
- ・支援員2人一組の派遣
- ・実施後の記録等取りまとめ

★予算【150,000円】

旅費 5人×2,000円×3回 = 30,000円
 報償費 5人×5,000円×3回 = 75,000円
 会議費 15,000円×3回 = 45,000円

★予算【390,000円】

◆予算① **【144,000円】**
 国研修等旅費（和歌山-東京） 48,000円×3人

◆予算② **【246,000円】**
 講師料
 1日14,000円（高校教諭）×2人×2回 = 56,000円
 1日24,000円（大学教授）×2人×2回 = 96,000円
152,000円

旅費
 和歌山-和歌山（1,000）×2人×2日 = 4,000円
 大阪-和歌山（5,000）×2人×2日 = 20,000円
24,000円

会場費
 20,000円×2日 = 40,000円

印刷製本費
 100p×30部×10円 = 30,000円

★予算【≒1,135,000円】

積算根拠
 委託ベース分 **【598160円】**
 携帯電代 7,000円×1台×12月 = 84,000円
 車両リース 38,000円×1台×12月 = 456,000円
 燃料費 12円×265Km×12月 = 38,160円
 消耗品 20,000円

支援1件1日支払い単価 **【536004円】**
 報償費：1人につき 3500円×53件×2人 = 371000円
 旅費：1人につき 1556円×53件×2人 = 159000円
 雑費：6004円

和歌山県の過去5年間の市町村長同意数

年度	合計	紀の郷	紀の川	田村	宮本	和歌浦	野上	ここセン	ひだか	紀南 こころ	潮岬	岩崎	医大
H29	44	8	1	1	1	5	0	18	3	6	0	0	1
H30	37	6	3	2	1	3	2	11	6	1	0	2	0
R01	48	2	1	9	1	2	1	19	1	5	1	2	4
R02	34	5	1	5	5	5	1	7	1	2	0	0	2
R03	48	11	1	7	3	4	2	12	0	4	3	0	1
平均	42.2	6	1	5	2	4	1	13	2	4	1	1	2

5年平均42.2件 制度改正で市町村長同意件数が増加する見込みであることから、1.5倍すると**63.3件**



精神保健福祉法改正により、令和5年4月1日施行分で入院者に対して虐待を行った者は入院の同意者の要件から外れることとなり、市町村長同意の医療保護入院者が増加することが予想されること、また複数回に渡って訪問する可能性があることを鑑み、53回/年を見込む。

3-1. 事業の枠組み

対象者

- ① 市町村長同意による医療保護入院者であって、本事業による支援を希望する者。
- ② 地域の実態等を踏まえ、市町村長同意によらない医療保護入院者であって、本事業による支援を希望する者のうち、県が必要と認めた者。

実施事業者の選定（委託）

- ① これまで和歌山県内でのピアサポーター活動等の実績を踏まえ、当事者と共に事業を実施できること
- ② 精神保健福祉士等を雇用し、精神科病院及び地域の援助事業者双方に理解があること

訪問支援活動の実施

- ① 原則として、相談のあった日から10日以内に実施
- ② 訪問調整は、本人等からの相談を受け、支援員等のマッチングを行った上で、入院先の病院スタッフを通じて連絡

3-1. 事業の枠組み

訪問支援員養成研修

- ① 和歌山県が直営で実施。研修を修了した者には、管理番号付きの修了証書を発行
- ② 訪問支援員の登録は、研修終了者のうち、登録を希望する者であることの他に、県が選任した者とする
(個人の資質等にもよるため、研修時に誰しもが活動できるわけではないことを説明)

推進会議と実務者会議

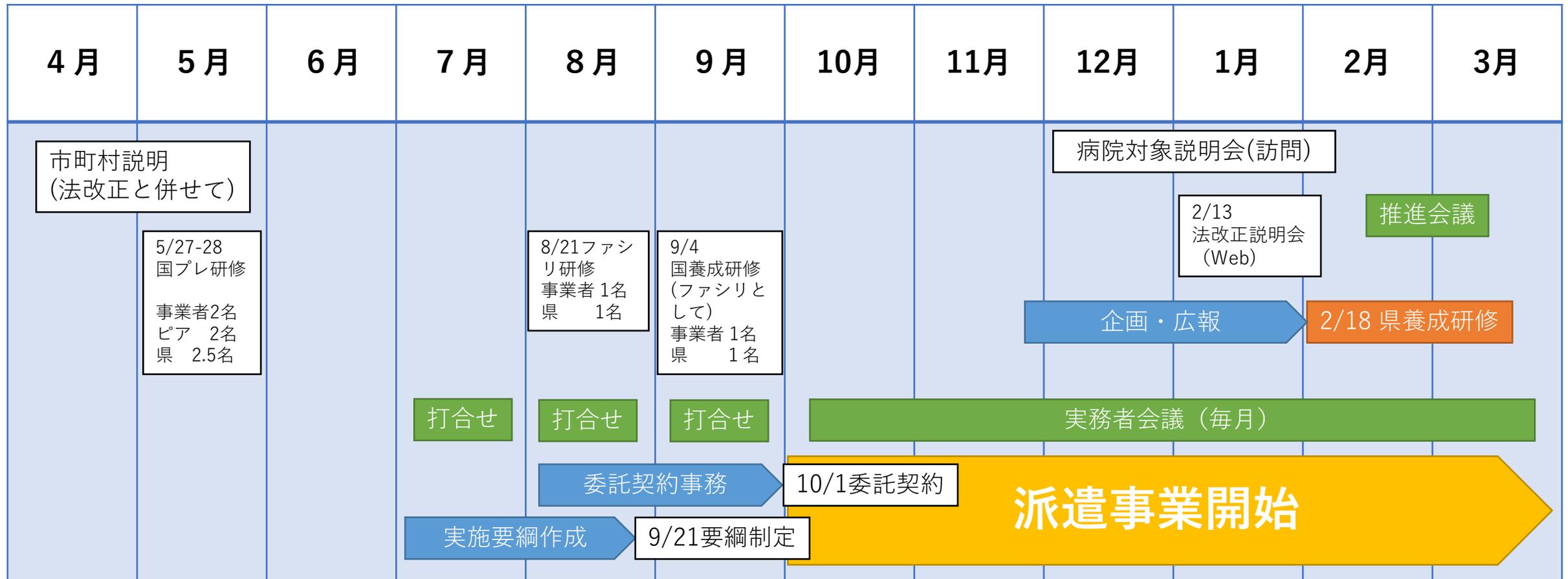
- ① 推進会議は既存の会議体ではなく、独立した会議体を設置（3月予定）
- ② 実務者会議は事業者（ピアサポーター含む）、精神保健福祉センター、障害福祉課が出席し、毎月実施

関係者への説明

- ① 精神科病院、県立保健所、市町村に対しては、法改正にかかる説明会中に概要を説明し、協力を要請
- ② 精神科病院へは、別途委託事業者と共に訪問し、事業説明を実施

3-2. 現在の取り組みスケジュール

事業スケジュール



4-1. 実施に当たって

工夫していること(方向性)

- ①福祉関係職員やピアサポーターだけで簡潔させない
 - 自分たちの「普通」が、世間での「普通」とは限らない難しさ
 - 事業を通して精神科の風通しが一層進む
 - 地域の理解促進にも寄与できるように、**心のサポーター養成事業との連動**を意識して、一般の方(例えばボランティアに興味のある方)にも訪問支援員に興味を持ってもらえる様にしたい

- ②訪問支援員の面会は「**行政職員の面会と同等**」であることをメッセージとして伝えていく
 - 実地指導での指導項目に入れることを検討中

4-1. 実施に当たって

実施状況

①利用者向けリーフレットの作成

②入院者訪問支援事業の名称 **「まりねこWA! かやま」**
委託事業者とピアサポーターさんで愛称をつけました

③事例の積み上げ

やっと（まだ）**1事例**実施できました。病院職員の理解と協力が大事だと感じます。

④訪問支援養成研修の実施

令和6年2月18日（日） 25名 参加

つながりをもてるような、かけはしに
あなたとつながり、かけはしに

こんなこと
聞いていいの
かな？



面会に来てくれる
人もいないし、こ
の先どうしよう…

大事なことからささいな
ことまで一緒におしゃべ
りしてみませんか？



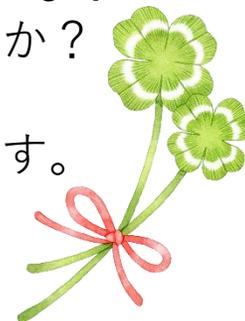
和歌山県で入院者訪問支援事業
がはじまりました！

入院中、不安なことはありませんか？
こんなこと話てもいいのかな？
と迷うことはありませんか？

とにかく話をうかがいます。



あなたの気持ちに
寄り添います。



必要があれば、必要な機関や制度、
サービスにつなげます。

和歌山県の
訪問支援チームは
「まりねこWA！かやま」
です！
お気軽にお声かけ下さい
ね！

※まりねこちゃん
を載せたら…

和歌山県で入院者訪問支援事業 がはじまりました。



入院者訪問支援事業とは？

ご本人さんの希望があれば、訪問支援員が病院に出向き、ご本人さんの体験や気持ちをていねいに聴かせて頂き、必要な情報提供を行います。



訪問支援員とは？

- ・入院中の方の立場に立ってお話を聴かせていただきます。
- ・資格などの制限はありませんが、必要な研修を受け、都道府県等の任命を受けた者になります。
- ・秘密は守ります。
- ・精神科病院を訪問し、生活に関することや体験したこと、気持ちをていねいに聴かせていただきます。
- ・必要な情報提供を行います。

さまざまな立場からの支援の必要性

フォーマルアドボカシー

担い手：専門職
(医療者、福祉職員、行政職員)
・適切な療養環境の提供
・情報提供
・本人中心の医療、ケアの提供など

ピアアドボカシー

担い手：ご本人と同じような立場・属性の人
・深い共感
・経験値の共有など

セルフアドボカシー

インフォーマルアドボカシー

担い手：家族・友人など
・ご本人への寄り添い
・ご本人と一緒に専門職の話を聞く
・ご本人の代理人的役割

独立アドボカシー

担い手：入院者訪問支援員など
(利害関係のない第三者)
・ご本人の立場に立つ
・ご本人のエンパワメント
(直接支援は行いません)

みなさまのご理解
ご協力が必要不可欠です！
わたしたちとともに
取り組んでいき
ましょう！

○国研修を**そっくりそのまま模倣して**実施。

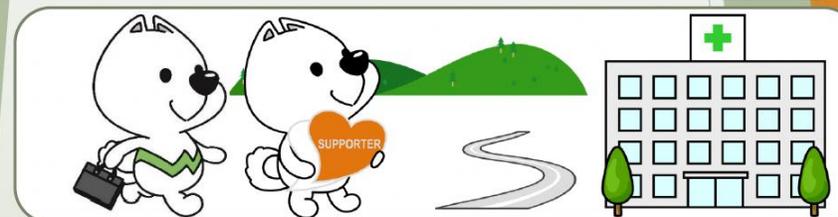
大阪精神医療人権センターの角野さん、西川さんにお越しいただき、全体のコーディネート及びロールプレイをお願いしました。

開始	終了	内容	進行
9:30	10:00	受付	
10:00	10:10	事務連絡	
10:10	10:20	【チェックイン】 自己紹介・アイスブレイク	精神保健福祉センター 中野善郎
10:20	11:00	【演習①】 「入院者訪問支援員の役割に関する考え方」	和歌山県障害福祉課 亀井孝太郎
11:00	11:10	休憩	
11:10	12:20	【演習②】 「出会いの場面」(ロールプレイと意見交換)	大阪精神医療人権センター 西川健一 大阪精神医療人権センター 角野太一
12:20	13:10	昼休憩	
13:10	15:00	【シンポジウム】 「入院者訪問支援事業の意義と支援員の役割」 ～それぞれの立場から～	座長 精神保健福祉センター 中野善郎 シンポジスト 障害福祉課 亀井孝太郎 県入院者訪問支援事業委託事業所 県入院者訪問支援員 当事者 精神科病院精神保健福祉士
15:00	15:10	休憩	
15:10	16:30	【演習③】 「実際の相談場面～傾聴と支援員の役割～」 (ロールプレイと意見交換)	大阪精神医療人権センター 西川健一 大阪精神医療人権センター 角野太一
16:30	16:40	休憩	
16:40	17:00	【チェックアウト】 「支援員のミッションとわたしの思い」	精神保健福祉センター 中野善郎
17:00	17:15	事務連絡	

令和5年度 和歌山県入院者訪問支援事業 訪問支援員養成研修

和歌山県では令和5年度から精神科病院入院中の方々に対し支援員が訪問してご本人さんの体験や気持ちをていねいにお聴きし必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を開始しました。

そこで今回、訪問支援員の養成研修を行います。支援員の登録には権利擁護の理念や役割を理解していただく研修の修了【①eラーニング及び②1日対面研修】が必要です。ご興味のある方はぜひご参加ください。



<研修日程>

- ① eラーニング <Webで自己受講：8講座計約4時間>
期間：令和6年2月5日（月）～令和6年2月17日（土）
- ② 対面研修
日時：令和6年2月18日（日）10:00～17:00（予定）
場所：那賀振興局 3階大会議室
【岩出市高塚209】
受講資格要件：入院中の精神障害者によりそい、
意思表示のサポートをしたい方
定員：30名（先着順）
※全日程修了者に証明書を発行します。
※研修修了は「和歌山県入院者訪問支援員」の登録要件の一つです。

申込締切
1月30日
参加費無料

<お申込み>

下記メールアドレスへ本文に【氏名】【所属】【電話】【メール】を記入し、お申し込みください。受講者決定後、資料及びeラーニングアドレスを送付します。

<和歌山県精神保健福祉センター 訪問支援員養成研修担当>

Mail : e0503011@pref.wakayama.lg.jp

電話：073-435-5194 ※不明な場合はお問合せください。

和歌山県入院者訪問支援員 登録申請書

私は、和歌山県が実施する入院者訪問支援事業の趣旨を理解し、入院者訪問支援員として登録を希望します。

ふりがな					
氏名					
生年月日	年	月	日	年齢	
住所	〒 -				
日中連絡のつく電話番号					
メールアドレス	@				
所属・職種等					

【以下事務局記入欄】

受付日	
登録番号	

修了証書

氏名

あなたは、令和5年度和歌山県入院者訪問支援員養成研修を受講し知識の習得に努められました。

ここにすべての課程を修了したことを証します。

令和 年 月 日

和歌山県知事 岸本 周平

最後に（事業を委託する側として）

- 入院者訪問支援事業は、精神科病院に入院している人が孤立しないよう、病院外との繋がりを作るための権利擁護に基づいた事業です。
- ただ単に委託するだけでは、委託事業者と病院とが対立する構造にもなりかねません。
- 訪問支援の下地づくりには、行政が時間をかけてでも丁寧に行いつつ、実施にはスピード感が必要です。
- この事業が生きた事業となるよう、関係者に目的と方法について、正しい理解を得ていく努力が必要です。

ご清聴ありがとうございました



自治体からの資料等の請求は kamei_k0012@pref.wakayama.lg.jp (亀井) まで